埼医業Ⅰ第１７４１号
令和６年１０月１８日

郡市・大学医師会長　　殿

埼玉県医師会長　金井　忠男
（ 担当常任理事　髙木　学 ）
（公印省略）

令和６年度埼玉県インフルエンザ安定供給対策について（通知）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件について、埼玉県保健医療部長より別添（写）のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、貴会管下会員あてご周知くださいますようお願いいたします。

担当：業務課業務Ⅰ担当　森田
電話：048-824-2611
ＦＡＸ：048-822-8515

薬第５９０－１号
令和６年１０月９日

一般社団法人埼玉県医師会　会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　表　久仁和
（　公　印　省　略　）

令和６年度埼玉県インフルエンザワクチン安定供給対策
について（通知）

保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和６年１０月２日付け薬第５５４－１号で季節性インフルエンザワクチンの供給につきましてお知らせしたところですが、今般、令和６年度埼玉県インフルエンザワクチン安定供給対策を別添のとおり定めました。

つきましては、この対策を円滑に推進するため、貴会会員の御理解、御協力が得られますよう特段の御配慮をお願いします。

今年度のワクチン供給量は十分な量が見込まれていますが、これは例年の効率的なワクチンの使用が前提となっており、今年度も昨年度と同様にワクチンの効率的な使用と安定供給が重要となります。毎年、返品のないように前年度の実績に応じた量の購入（供給、分割納品）に御協力いただいているところですが、今年度も返品されることなく一人でも多くの県民に接種できるよう必要量に見合う量のワクチンの購入（供給）に御協力をお願いいたします。

担当　薬務課販売指導担当（TEL 048-830-3622）
感染症対策課感染症担当（TEL 048-830-7330）
医療整備課医務・医療安全相談担当（TEL 048-830-3539）

令和６年度埼玉県インフルエンザワクチン安定供給対策について

令和６年度のインフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の供給量は、令和６年８月時点で約 2,734 万本と予定されている。

国から情報提供された今年度のワクチンの供給量については、十分な量が見込まれているものの、これは例年行っていただいているワクチンの効率的な使用が前提となっている。

一方、昨シーズンは、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が見られ、特に季節性インフルエンザは一昨年シーズンの流行が完全に収束しないまま流行入りとなった。その結果、昨年 11 月１日に本県でもインフルエンザの流行警報の発令に至り、大きな流行となった。今シーズンにおいても、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が心配されることから、昨年度と同様にワクチンの効率的な使用と安定供給が重要と考えられる。

これを踏まえ、本県においては、インフルエンザ対策を推進し、県民の安心・安全を確保するため、行政（県、市町村）、医療機関及び医薬品卸売販売業者が、より一層、互いに協力し、下記のとおりインフルエンザワクチンの安定供給対策を講じるものとする。

記

１　今年度のワクチン供給予定

供給見込み本数　　約2,734万本（１mL換算、以下同じ）
（令和６年８月時点）（経鼻弱毒生ワクチン約130万本（0.2mL換算）を含む）
※昨年度製造量（3,135万本）の約15％減

県内医療機関の納入希望状況　　**950,521本**　**（主要卸５社調べ）**
（令和６年９月20日時点）（経鼻弱毒生ワクチン21,555本（0.2mL換算）を含む）
※昨年度納入希望状況（**1,006,935本**）の約６％減
※昨年度出荷実績：1,274,889本（令和６年1月31日までのデータ）

２　関係機関・団体の責務

ワクチンの安定供給のために関係機関・団体は、次の責務の遂行に努める。

（１）県（薬務課・感染症対策課）の責務

県（薬務課・感染症対策課）は、関係機関・団体に協力を求め、県内におけるワクチンの安定供給のための方策を策定・推進する。

また、ワクチンの供給に滞りが生じるおそれが発生した場合は、速やかに次のとおり対応する。

〇県内のワクチンが不足するおそれがある場合などは、市町村、医療機関、医薬品卸売販売業者の協力を得て、臨時に調査する。

〇ワクチンの在庫を有する医療機関等に対して、入荷予定のワクチンの他の医療機関等への融通を依頼する等により、県内の調整に努める。

〇国に対し速やかにワクチンの供給を求め、県内の適正なインフルエンザワクチン安定供給対策に努める。

〇市町村の協力を得て、県民にワクチンの接種ができる医療機関等の情報提供を行い、県民の不安の解消に努める。

〇必要に応じて、埼玉県インフルエンザワクチン安定供給対策会議を開催し、ワクチンの安定供給について協議する。

（２）県医師会の責務

〇県医師会は、県が定めたワクチン安定供給対策に協力し、医療機関に対し情報提供に努める。

〇医療機関に対し依頼する分割納入、ワクチン不足時の融通、在庫調査等の県の対策に協力し、効率的な活用について医療機関に対する指導に努める。

（３）医療機関の責務

〇医療機関は、県が定めたワクチン安定供給対策に協力し、適正な注文に努める。また、納品を受ける際には、ワクチン接種に支障をきたす場合を除いて、医薬品卸売販売業者の分割納入に協力する。

〇必要量に見合う量のワクチンを購入することを徹底する。

〇医療機関等は、今年度のワクチン供給状況、昨年度の使用実績及び新型コロナウイルス感染症の感染予防等を行いながら接種することができる人数を正確に把握した上で、ワクチンの予約・注文を行う。特に、昨年度の使用実績よりも大幅に多い量の納入を求めることや、早期の一括納入を求めること等、必要以上の早期又は多量の納入を求める予約・注文を行わない。

○医療機関等は、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わない。返品の扱いについては、「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」（令和６年３月１日改訂）を参照する。

○ワクチン不足等によりワクチンの供給ができなくなった場合には、予約在庫がある医療機関等においては、医薬品卸売販売業者又は県が要請する融通に応じるよう努める。

○市町村が実施する臨時（ワクチンが不足するおそれがある場合など）のワクチン在庫状況等の調査を求められた場合には、協力する。

○13 歳以上の者が接種を受ける場合には医師が特に必要と認める場合を除き「1回注射」を徹底する（インフルエンザ HA ワクチンに限る。）。

○同一バイアルから複数回の使用が可能とされている製品については、ワクチンの取扱い上の注意等に留意した上で、その効率的な使用に努める。

（４）医薬品卸売販売業者の責務

○医薬品卸売販売業者は、県が定めたワクチン安定供給対策に協力し、医療機関等からの注文に対しては、昨年度の納入実績及び返品実績を確認し、使用実績を大幅に上回らないように配慮するとともに、追加注文を受ける際には、すでに納入した医療機関等の在庫を確認した上で、随時必要量を供給すること。また、医療機関等からの新規ワクチン注文については、全体の注文量の状況を踏まえ調整し、医療機関等が不利にならないよう配慮する。

○医薬品卸売販売業者は、今シーズンは昨年度と同様に比較的早期にワクチンが供給される見込みであること及びワクチンの供給量が昨年度よりも少ないことを踏まえて、医療機関等の関係者に対して、ワクチンに関する今後の納入時期、納入量等について綿密な情報提供を行うよう努める。

○医療機関等へのワクチンの納入については、医療機関等の協力を得て分割納入に努めるとともに、医療機関等において、ワクチン接種に支障をきたす場合を除き、インフルエンザ HA ワクチンについては、原則１回の納入は 100 本以下とするよう努める。

○ワクチンが不足するおそれがある場合などに国や県が臨時に実施する調査に協力する。

○ワクチン不足時の対応にあたっては、予約在庫がある医療機関等に対して、県とともに融通の理解・了解を得るよう努める。

○地域間、営業所間の在庫融通を積極的に行い、ワクチンの偏在が起こらないよう配慮する。

（５）市町村及び県保健所の責務

○市町村及び県保健所は、住民に対し、ワクチン接種にかかる情報提供を協働して行うとともに、ワクチン不足等の緊急時の場合には、ワクチン接種可能な医療機関や今後の供給見込み等の情報提供に努める。また、ワクチンの優先的な接種対象者への接種時期についての呼びかけを適切に行う。

○市町村は、必要に応じて医療機関のワクチンの在庫等について臨時の調査を行う。

○県保健所は、市町村が調査した医療機関のワクチンの在庫状況等の調査結果を集計し、県に報告するとともに、管内の市町村に対し、ワクチンの安定供給に必要な依頼及び情報の提供等を行う。

３　ワクチンの安定供給体制

（１）ワクチン安定供給体制

○図１の「埼玉県インフルエンザワクチン安定供給体制」により、ワクチンの安定供給を図る。

（２）関係機関・団体の役割分担

○ワクチンの安定供給体制における関係機関・団体の役割分担は、別表のとおりとする。

（３）ワクチン不足時の対応

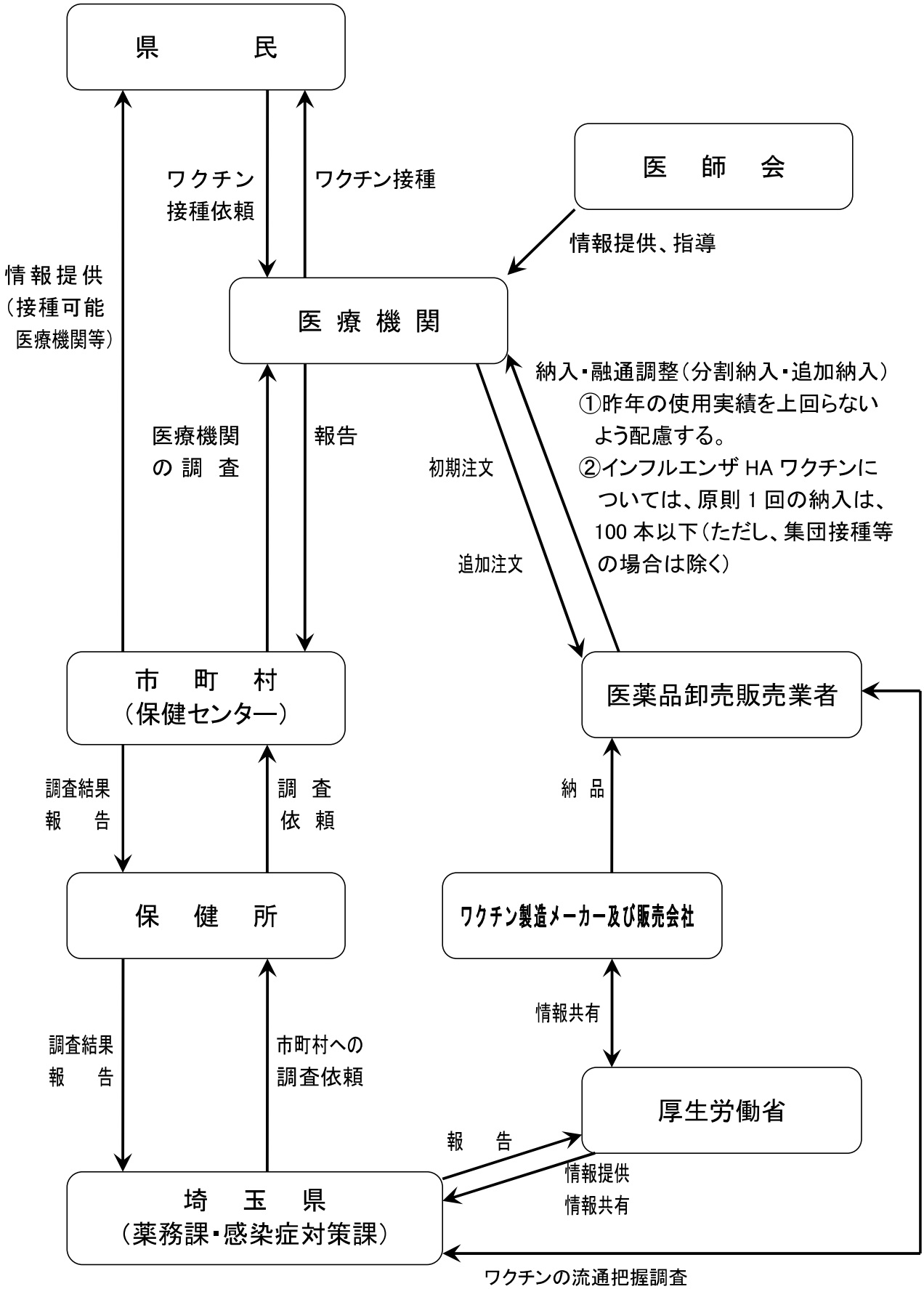
○ワクチン不足が発生した場合は、図２「ワクチンが不足した場合の対応フロー」に基づき、ワクチン不足の解消に努める。

（４）ワクチンの在庫等調査

○別添１「令和６年度医薬品卸売販売業者におけるインフルエンザワクチン在庫状況等調査実施要領」に基づき、ワクチンの在庫量等の調査を行う。

○別添２「令和６年度医療機関におけるインフルエンザワクチン在庫状況等調査実施要領」に基づき、ワクチンの在庫量等の調査を行う。

図1　埼玉県インフルエンザワクチン安定供給体制

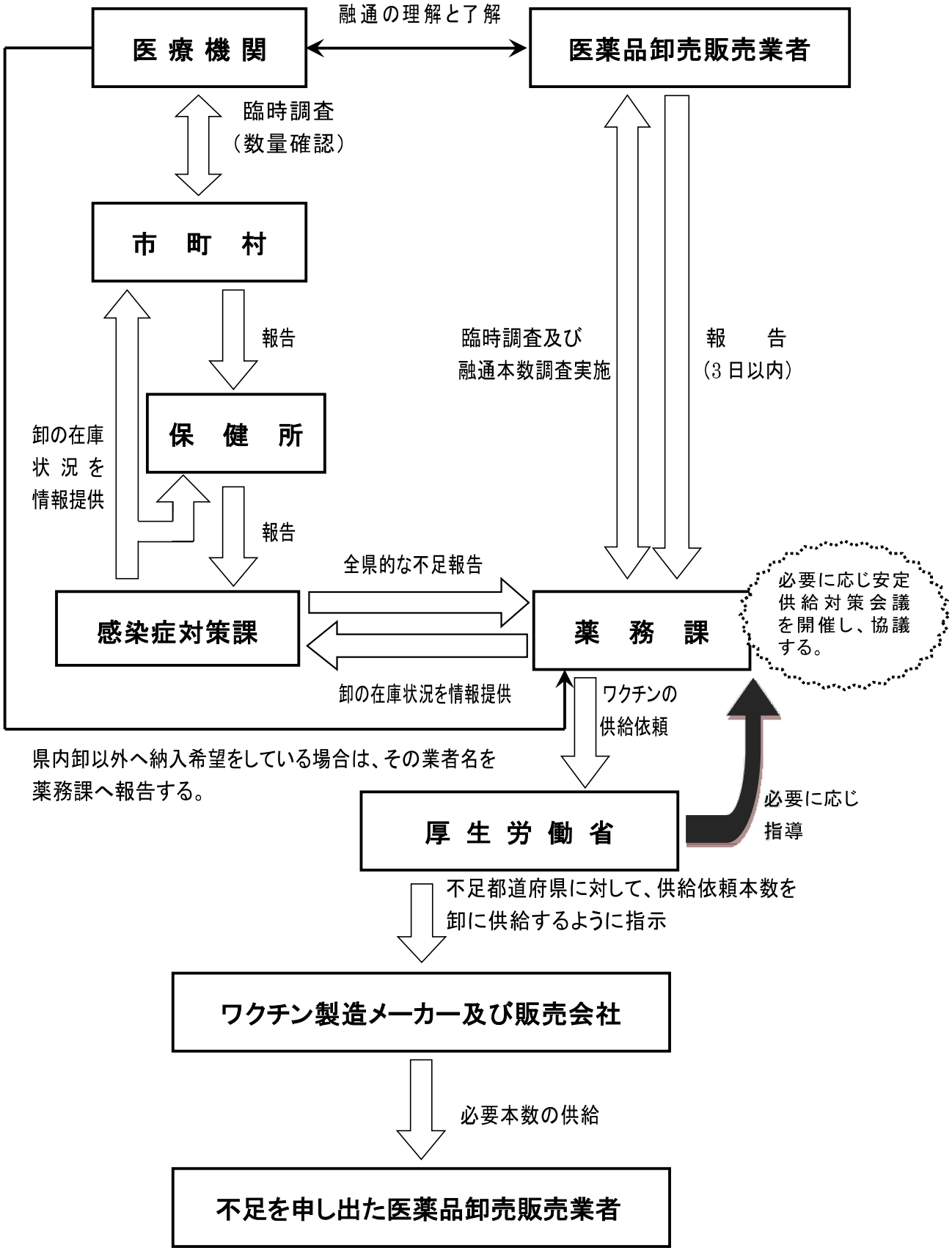


別表　インフルエンザワクチンの安定供給体制における関係機関・団体の役割

機関・団体 / 項目	埼玉県 （薬務課・感染症対策課）	県医師会	医療機関等	医薬品卸売販売業者	市町村 （保健センター）	県保健所
一般的事項	◎関係機関・団体に協力を求め、県内におけるワクチンの安定供給のための方策を策定し、推進する。	◎医療機関に対し、情報提供に努めるとともに、分割納入、ワクチン不足時の融通、在庫調査等の県の対策に協力し、効率的な活用について指導に努める。	◎必要量に見合う量のワクチンの購入を徹底する。 ◎特に、適正な注文（昨年度の使用実績を大幅に上回らないよう配慮）に努める。 ◎13 歳以上の者が接種を受ける場合には医師が必要と認める場合を除き「1 回注射」を徹底する（インフルエンザ HA ワクチンに限る。）。 ◎同一バイアルから複数回の使用が可能とされている製品については、ワクチンの取扱上の注意等に留意した上で、その効率的な使用に努める。	◎医療機関等からの注文に対しては、特に今年度は、昨年度の使用実績を大幅に上回らないように配慮し、今年度のワクチン供給状況を踏まえて、随時必要量を供給する。また、新規注文については、全体の注文量の状況を踏まえ調整する。 ◎医療機関等からの予約・注文を受ける場合にあっては、ワクチンに関する在庫量等の正確な情報提供を行うことに努める。 ◎地域間、営業所間の在庫融通を積極的に行い、ワクチンの偏在が起こらないよう配慮する。	◎住民に対し、ワクチン接種にかかる情報提供を行う。 ◎ワクチンの優先的な接種対象者への接種時期についての呼びかけを適切に行う。	◎住民に対し、ワクチン接種にかかる情報提供を行う。 ◎ワクチンの優先的な接種対象者への接種時期についての呼びかけを適切に行う。
分割納入			◎ワクチン接種に支障をきたす場合を除いて、医薬品卸売販売業者の分割納入に協力する。	◎医療機関等の協力を得て分割納入を行うよう努める。医療機関等においてワクチン接種に支障をきたす場合を除き、インフルエンザ HA ワクチンについては、原則１回の納入は 100 本以下とするよう努める。		

機関・団体 項目	埼玉県 （薬務課・感染症対策課）	県医師会	医療機関等	医薬品卸売販売業者	市町村 （保健センター）	県保健所
在庫調査等	◎市町村、医療機関、医薬品卸売販売業者の協力を得て、県内のワクチン不足状況等について臨時に調査する。		◎市町村が実施する臨時の調査に協力する。	◎県内のワクチンが不足するおそれがある場合などに国や県が実施する臨時調査に協力する。	◎必要に応じて医療機関への臨時の調査を行う。	◎管内の市町村からの調査結果を集計し、県へ報告する。
ワクチンの不足時	◎医療機関等に対し、医薬品卸売販売業者とともに、融通の理解、了解を求める。 ◎ワクチンの供給について滞りが生じるおそれが発生した場合は、県内での調整を行うとともに、必要に応じて国に対し、全国的な融通等を求めるため、情報提供し、県内の適正なインフルエンザ対策に努める。 ◎必要に応じ、埼玉県インフルエンザワクチン安定供給対策会議を開催し、安定供給対策について協議する。		◎予約在庫がある場合は、医薬品卸売販売業者又は県が要請する融通に応じるように努める。	◎予約在庫がある場合には、予約している医療機関に対し、県とともに融通の理解、了解を求めることに努める。	◎住民に対し、ワクチン接種可能な医療機関や今後の供給見込み等の情報提供に努める。	◎住民に対し、ワクチン接種可能な医療機関や今後の供給見込み等の情報提供に努める。

図2　ワクチン不足が発生した場合の対応フロー



別添１

令和６年度
医薬品卸売販売業者におけるインフルエンザワクチン在庫状況等調査実施要領

１　目的

この実施要領は、医薬品卸売販売業者の協力を得て、インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給対策の一環として、埼玉県（以下「県」という。）が実施する医薬品卸売販売業者におけるワクチン在庫状況等調査（以下「調査」という。）を円滑に進めるために制定する。

２　臨時調査

県内においてワクチンが不足するおそれがある場合、又は厚生労働省から調査依頼等があった場合に、主要医薬品卸売販売業者におけるワクチンの在庫状況等を緊急に把握する必要がある場合に限り、臨時で調査を実施する。（様式１）

（１）調査日及び報告日

県がその都度定める。

（２）報告方法

原則として電子メール（a3620-14@pref.saitama.lg.jp）とする。

３　ワクチン不足への対応

（１）県が行う医療機関における調査でワクチンの不足が認められたときは、県は主要医薬品卸売販売業者に対し上記２の臨時調査を行う。

（２）臨時調査によりワクチン不足が認められたとき、医薬品卸売販売業者は、予約している医療機関に対し、予約在庫の融通について理解と了解を求める。

（３）医薬品卸売販売業者は、ワクチンの注文に応じられなくなったとき、速やかに緊急報告票（様式２）により薬務課へ上記２（２）と同様に報告する。

４　その他

この要領に記載がない事項については、関係機関で協議する。

附則

この要領は、令和６年 10 月９日から適用する。

（様式１）
月　　日

（あて先）
埼玉県保健医療部薬務課　販売指導担当
電子メール（a3620-14@pref.saitama.lg.jp）

インフルエンザワクチン調査報告票
（調査日　　月　　日）

卸売販売業者		
担　当　者		
連絡先	ＴＥＬ	
	ＦＡＸ	
	メール	

調査内容：令和　　年　　月　　日時点での在庫状況
報告期限：令和　　年　　月　　日（　）

		インフルエンザHAワクチン			フルミスト
		1　mL	0.5 mL	0.25 mL	0.2 mL
受入	ワクチン製造・販社からの受け入れた数量（９月１日から調査日までの累計）	本	本	本	本
納品	医療機関等へ納品した数量（９月１日から調査日までの累計）	本	本	本	本
在庫	納品先が決まっている数量（調査日）	本	本	本	本
	追加・新規注文があれば販売できる数量（調査日）	本	本	本	本
返品	返品され再出荷が可能な数量（調査日）※上記在庫を除く	本	本	本	本
	返品され再出荷ができない数量（調査日）	本	本	本	本
受入予定	今後ワクチン製造・販社から受け入れ予定数量（調査日）	本	本	本	本

			インフルエンザHAワクチン（１mL換算）			フルミスト（0.2mL換算）		
			病　院	診療所	その他	病　院	診療所	その他
納品内訳	納品した施設数 ※９月１日から調査日までの間に１医療機関に納品した累計本数	99本以下	件	件	件	件	件	件
		100～199本	件	件	件	件	件	件
		200～299本	件	件	件	件	件	件
		300～399本	件	件	件	件	件	件
		400～499本	件	件	件	件	件	件
		500本以上	件	件	件	件	件	件
不足状況	納入希望を受けた医療機関等に納品できていない施設数及び数量（調査日）		件	件	件	件	件	件
			本	本	本	本	本	本
	納入希望に対応できたが、追加・新規注文に応じられない施設数及び数量（調査日）		件	件	件	件	件	件
			本	本	本	本	本	本

その他　備考

（様式２）

令和　　年　　月　　日

（あて先）

埼玉県保健医療部薬務課　販売指導担当

電子メール（a3620-14@pref.saitama.lg.jp）

卸売販売業者		
担　　当　　者		
連絡先	ＴＥＬ	
	ＦＡＸ	
	メール	

インフルエンザワクチン緊急報告票

（令和　　年　　月　　日　　時現在）

不足状況			病　院	診療所	その他
追加・新規注文に応じられない施設数及び数量	施設数		件	件	件
	インフルエンザＨＡ	1　mL	本	本	本
		0.5 mL	本	本	本
		0.25 mL	本	本	本
	フルミスト	0.2 mL	本	本	本

不足等の状況を具体的に記載してください。

別添２

令和６年度
医療機関におけるインフルエンザワクチン在庫状況等調査実施要領

１　目的

この実施要領は、市町村及び医療機関の協力を得て、インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給対策の一環として、埼玉県（以下「県」という。）が実施する医療機関におけるワクチン在庫状況等調査（以下「調査」という。）を円滑に進めるために制定する。

２　調査

（１）医療機関リストの作成

ア　各市町村は、「ワクチン接種実施医療機関リスト（様式１）」を作成し、令和６年 11 月１日（金）までに管轄の保健所に提出すること。ただし、さいたま市、川越市、川口市及び越谷市は提出不要とする。

イ　県保健所は、管内市町村の報告をとりまとめ、令和６年 11 月８日（金）までにメールにより感染症対策課に報告する。

メールアドレス：a3510-22@pref.saitama.lg.jp
送信件名：ワクチン接種医療機関リスト〇〇保健所

（２）臨時調査の実施

ワクチンが不足するおそれがある場合や、厚生労働省から調査の指示があった場合など、県内の医療機関におけるワクチンの在庫状況等を緊急に把握する必要がある場合に限り、臨時調査を実施する。

ア　調査期間

県が別途指定する。

イ　調査実施日

県がその都度指定する。

ウ　調査方法

（ア）各市町村は、「インフルエンザワクチン在庫状況　調査票（医療機関用）（様式２）」を用い、管轄内のワクチン接種実施医療機関に対して調査を行う。

なお、県の指示により調査項目を追加することもできる。

（イ）市町村ごとの調査施設数は次のとおりとする。

市町村のワクチン接種実施医療機関数	調査実施医療機関数
50 施設以上	20%以上
11 施設から 49 施設まで	10 施設以上
10 施設以下	全施設

（ウ）様式２に関する記載上の留意事項

◇「接種の可否」とは、調査対象期間にワクチンを接種することが可能な場合を「a 可能」、接種できるが調査対象期間にワクチンが不足する場合を「b 不足」とし、調査実施日時点ですでに接種を終了している場合は「c 終了」とする。

◇何らかの事情により、調査することができない場合等は「d 調査不能」とする。

◇「在庫量」とは、調査実施日時点における医療機関で保管している在庫量とする。

◇「発注量」とは、今後医薬品卸売業者から納品される見込み量とする。なお、納品の確約がとれていない場合も発注済みである場合は計上すること。

◇「予約量」とは、予約状況等から今後の接種に必要となるワクチン量とする。

◇「不足量」とは、次のとおりとする。

①在庫量＋②発注量－③予約量＝④不足量（マイナス数値の場合のみ）

エ　調査票の取りまとめと結果報告

（ア）各市町村は様式２を取りまとめた上、調査実施日の翌日までに「市町村用調査報告書（様式３）」を管轄の県保健所（さいたま市、川越市、川口市及び越谷市は県感染症対策課）に報告すること。

（イ）県保健所は、管轄市町村の報告を取りまとめた上、感染症対策課が指定する期日までに「保健所用調査報告書（様式４）」を感染症対策課に提出すること。

メールアドレス：a3510-22@pref.saitama.lg.jp

送信件名：ワクチン調査報告〇〇保健所

３　その他

調査において報告された「不足」情報に関しては、県（県感染症対策課から県薬務課を経由）を通じて医薬品卸売販売業者へ提供するものとする。

また、「不足」医療機関に対しては、別途県が実施する「医薬品卸売販売業者へのインフルエンザワクチン在庫状況等調査」をもとに、県（薬務課）が中心となって流通調整を行う。

なお、この要領に記載がない事項については、関係機関で協議する。

附則

この要領は、令和６年 10 月９日から適用する。

様式 1

保健所インフルエンザワクチン担当者　あて

ワクチン接種実施医療機関リスト

市町村名 _____

担当者名 _____

	医療機関名	所在地	電話番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			

様式２

インフルエンザワクチン在庫状況
調査票（医療機関用）

報 告 日：　　月　　日

医療機関名：

1 接種の可否

a 可能	
b 不足	
c 終了	
d 調査不能	

※該当に〇を記入してください。

2 上記1で「b 不足」と回答した医療機関のみ以下の質問に御回答ください。

①在庫量（調査実施日時点における医療機関のワクチン在庫量）

	本（インフルエンザHA：1mL換算）
	本（フルミスト：0.2mL換算）

②発注量（今後納品される見込みのワクチン量）

	本（インフルエンザHA：1mL換算）
	本（フルミスト：0.2mL換算）

注：納品の確約がとれていない場合も、発注量（本数）へ計上して下さい。

③予約量（今後の接種に必要なワクチン量）

	人（インフルエンザHA）
	人（フルミスト）

④不足量：ワクチン不足本数（①＋②－③）

	本（インフルエンザHA：1mL換算）
	本（フルミスト：0.2mL換算）

注：インフルエンザHAワクチンとフルミストそれぞれ算出して下さい。

様式3

保健所インフルエンザワクチン担当者　あて

市町村用調査報告書

報告日:　　月　　日

市町村名

担当者名

	調査実施医療機関名	接種の可否	インフルエンザHAワクチン（1mL換算）				フルミスト（0.2mL換算）			
			確保本数		③予約量	④不足量	確保本数		③'予約量	④'不足量
			①在庫量	②発注量			①'在庫量	②'発注量		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										

様式４

感染症対策課担当者　あて

保健所用調査報告書

保健所名

担当者名

月　　日（　）

	市町村名	調査実施医療機関数													
			接種の可否				インフルエンザHAワクチン（1mL換算）				フルミスト（0.2mL換算）				
							確保本数		③予約量	④不足量	確保本数		③'予約量	④'不足量	
			a可	b不足	c終了	d調査不能	①在庫分	②発注量			①'在庫分	②'発注量			
1		0													
2		0													
3		0													
4		0													
5		0													
6		0													
7		0													
8		0													
9		0													
10		0													
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

埼玉県インフルエンザワクチン安定供給対策会議　委員名簿

（令和６年10月１日現在）

氏　　名	役　　職　　等	備　考
丸木　雄一	一般社団法人埼玉県医師会　副会長	
町田　充	一般社団法人埼玉県病院薬剤師会　会長	
古谷　知尋	一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会　常務理事	
細田　耕平	Meiji Seikaファルマ株式会社　医薬関東支店　ワクチン担当	
山口　隆司	地方独立行政法人埼玉県立病院機構　法人本部　本部長	
齋藤　貴弘	さいたま市保健衛生局　保健部長	
丸山　浩	川越市保健所　所長	
岡本　浩二	川口市保健部　理事（川口市保健所　所長）	
原　繁	越谷市保健所　所長	
本多　麻夫	埼玉県保健医療部　参事（兼）衛生研究所長（兼）感染症対策幹	
横田　淳一	埼玉県保健医療部　健康政策局長	
川南　勝彦	埼玉県保健所長会　会長（南部保健所　所長）	
山口　達也	埼玉県保健医療部　医療整備課長	
岡地　哲也	埼玉県保健医療部　薬務課長	

（敬称略　順不同）